

北総鉄道株式会社からの
鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請事案の取扱いに係る審議（第1回）

1. 日 時

令和元年7月25日（木） 10時30分～11時15分

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

< 委 員 >

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

< 国土交通省 >

鉄道局：棚橋旅客輸送業務監理室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 紺野、原

4. 議事概要

運輸審議会への諮問の要否を判断するため、鉄道局が北総鉄道株式会社からの消費税率引上げに伴う鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請の概要、北総鉄道に関する訴訟の状況等について説明した。

運輸審議会委員からは、

利用者はICカードを利用した方が運賃が安価であることを知っているのか、

ICカードと切符の運賃が同額となっている区間について、ICカードを利用した方が運賃が安価になると思っている利用者から問い合わせが想定されるのではないか、

運賃の区界は変わっていないのか

等についての指摘・質問があった。

これに対し、鉄道局からは、

利用者に対してはICカードの1円単位運賃が切符の10円単位運賃以下となることについて、平成26年4月に1円単位運賃を導入した際に広く周知している。なお、首都圏におけるICカードの普及率は約9割となっている。

利用者への丁寧な説明に努める。
運賃の区界は変わっていない。
等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。